

電気設備の周囲条件に関する事項

改正規則

鋼船規則 H 編

改正事項

電気設備の周囲条件に関する事項

改正理由

鋼船規則 H 編において、電気設備の適切な動作を確保すべき周囲条件のうち、傾斜角度にあっては、1982 年に定められた IACS 統一規則 M46 に準拠して規定されている。その後、当該統一規則においては、船舶の積付状態の実状を考慮の上、船の長さが 100m を超える船舶の電気設備の周囲条件について、当該船舶の前後方向の静的傾斜（縦傾斜）の角度に関し、緩和規定を追加している。

今般、IACS 統一規則 M46 を参考に関連規則を改めた。

改正内容

電気設備の周囲条件のうち、前後方向の静的傾斜（縦傾斜）の角度に関する緩和規定を追加した。